

滋賀県中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金の申請にあたって

1 概要

この制度は、物価高騰に負けない持続的な賃上げを推進し、中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図るため、計画的な方針のもと賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しを実施する県内中小企業を支援するものです。

2 用語の説明

本事業で使用する用語の定義は次のとおりです。

(1) 中小企業者

別表(1)に規定する範囲で、業種の判断は別表(2)によるものとします。

(2) 就業規則等

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則のほか、これを構成する賃金規程等の諸規程、労使協定、労働協約およびこれらに準ずる事業所で働くすべての従業員に範囲が及ぶ職場における労働条件等の規律を定めた書面とします。

(3) 社会保険労務士等

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条に規定する業務に従事する社会保険労務士または弁護士とします。

3 補助対象事業者

1 次のいずれにも該当する事業者とします。

(1) 労働基準法が適用される別表に規定する中小企業者であること。

※「労働基準法が適用される」とは、労働者を 1 人でも使用している事業を行うすべての者で、例えば、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等も含むものとします。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項に規定される風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

警察庁（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoantsutatsu/kaisyaku0401.pdf>

(3) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(4) 滋賀県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者またはその役員等が次の各号に該当する者である場合は補助対象としないものとします。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下

- 「暴力団対策法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員 (暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 3 過去に本補助金の交付を受けた事業者は補助対象としないものとします。ただし、主たる業務内容が異なる事業所については、2事業所を限度に補助対象とします。

この他、補助事業を完了するまでに、次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画の滋賀労働局への届出および滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録が必要となりますので、ご留意ください。

滋賀労働局 (次世代育成支援対策推進法)

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kintou-top/jisedaihou.html

滋賀県 (WLB 推進企業登録と一般事業主行動計画)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17086.html>

4 補助対象経費

- 1 補助対象となる経費は、社会保険労務士等が行う計画的な賃上げや人材確保に向けた就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費 (消費税および地方消費税相当額を除く) のうち、知事が必要かつ適当と認めたものとします。

※補助金申請、一般事業主行動計画や滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の手続きに係る経費は含まれません。

※補助金の交付決定があった日以降、見直しを行った就業規則等を従業員に周知し、社会保険労務士等への支払いが完了したものを対象とします。(期限までの報告が必要です。)

- 2 この補助金の補助率は3分の2とし、100千円を上限とします。
- 3 他の補助事業と併用できませんので、補助対象経費が重複しないようご注意ください。
- 4 法令等の改正に伴い義務化された事項に係る就業規則等の見直しは補助対象経費とはしません。ただし、法令等の施行日から起算して2か月前までに見直しを行った就業規則等を従業員に周知し、施行した場合は対象となります。

5 交付申請書の提出

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ要綱に定める様式第1号により交付申請書を提出してください。（紙での提出の場合は正本1部）

※問合せ等の際必要となりますので、お手元に必ず控えを残してください。

※提出にあたっては、申請用 Excel ファイルにある提出前チェックシートでの確認を事前に行ってください。

○添付書類は以下のとおりです。

(1) 事業計画書（様式第1－2号）

(2) 誓約書（様式第1－3号）

(3) 納税証明書（滋賀県税に未納がないことの証明）

または滋賀県税に関する誓約書兼同意書（様式第1－4号）

(4) その他知事が必要と認める書類

個人事業主：住民票の写し

（本籍地（戸籍）や個人番号（マイナンバー）の表記は省略してください。）

法人番号がない法人：登記事項証明書

法人番号がない任意団体：定款等および代表者の住民票の写し

（本籍地（戸籍）や個人番号（マイナンバー）の表記は省略してください。）

(5) 提出前チェックシート

○提出方法は「しがネット受付サービス」「郵送」「窓口持参」の3つです。

円滑な事務手続きのため、しがネット受付サービスでの提出にご協力ください。

証明書等の写しを写真でお送りいただくことも可能です。ただし、複数の画像ファイル（文書ファイルとの混在も含む）となる場合は zip ファイルとして1ファイルにまとめてください。

<zip ファイルの作成方法>

Windows の場合（Microsoft のページへ）

<https://support.microsoft.com/ja-jp/windows/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%92%E5%9C%A7%E7%B8%AE%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E5%B1%95%E9%96%8B%E3%81%99%E3%82%8B-8d28fa72-f2f9-712f-67df-f80cf89fd4e5>

macOS の場合（Apple のページへ）

<https://support.apple.com/ja-jp/guide/mac-help/mchlp2528/mac>

<しがネット受付サービス>

以下のリンク先（しがネット受付サービス）から提出してください。

（参考）[申請を始めるにはどうしたらいいですか](#)（外部サイトへリンク）

◎交付申請（外部サイトへリンク）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/6076728692252558704>

◎変更承認申請（外部サイトへリンク）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/6609991168214189306>

◎廃止承認申請（外部サイトへリンク）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/2855575168437406443>

◎実績報告（外部サイトへリンク）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/3921103921989043314>

<郵送>

次のあて先までお送りください。※あて先の横または品名欄に「就業規則補助金申請書」と記入してください。

（宛先）〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁 労働雇用政策課 労政福祉係

申請期限（令和6年11月29日）までに到着しない場合は受理できませんので、ご注意ください。

郵便事故防止のため、対面受取りとなる簡易書留やレターパックプラスをご利用ください。

申請書の到達確認に関するお問い合わせは受け付けません。郵便局の追跡サービスをご利用ください。

<窓口持参>

事前連絡のうえ、お越しくください。担当者不在の場合は、受理できない場合があります。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

滋賀県 労働雇用政策課 労政福祉係

電話番号：077-528-3697

受付時間：平日 9:00～17:00（12:00～13:00 は除く）

○ 申請の期限は以下のとおりです。予算額を超過した場合は、その時点で申請の受付を中止しますので、早目の申請を心掛けてください。

申請期限：令和6年11月29日（金）

6 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。なお、補助金額の増額は認められません。

(2) 事業の廃止

事業を廃止しようとする場合は、廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

7 実績報告および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和7年3月10日のいずれか早い日までに、以下の書類を添えて、実績報告書（様式第5号）を提出してください。

○添付書類は以下のとおりです。

- (1) 事業報告書（様式第5-2号）
- (2) 就業規則等の写し（新旧）
- (3) 就業規則等を周知したことが確認できる書類

※通知文書等のほか、周知方法に見合った確認書類をご準備ください。（掲示、備え付け：写真等、電子媒体：画面の写し（スクリーンショット）など）

- (4) 請求書の写し
- (5) 領収書、振込証明書等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類 ※通常は必要ありません。

実績報告の提出後、提出書類を審査の上、補助金の額の確定を行います。

8 補助金の支払い

補助金の額の確定後、概ね2～3週間を目途に実績報告書に記載の口座に補助金確定額を振り込みます。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

別表

(1) 中小企業者の範囲

業種	下記のいずれかを満たすものとし、事業所単位ではなく企業等の組織単位で判断する。	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 資本金等が無い場合は従業員数のみで判断する。

(2) 業種の判断

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち	中分類56（各種商品小売業）、中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）、中分類61（無店舗小売業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち	中分類38（放送業）、中分類39（情報サービス業）、小分類411（映像情報政策・配給業）、小分類412（音声情報制作業）、小分類415（広告制作業）、小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち	小分類693（駐車場業）、中分類70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）	
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類75（宿泊業）
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）	ただし、小分類791（旅行業）は除く
	大分類O（教育、学習支援業）	
	大分類P（医療、福祉）	
	大分類Q（複合サービス業）	

	大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)	
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業のうち)	中分類 50 (各種商品卸売業)、中分類 51 (繊維、衣服等卸売業)、中分類 52 (飲食物品卸売業)、中分類 53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、中分類 54 (機械器具卸売業)、中分類 55 (その他の卸売業)
その他の業種	上記以外のすべて	

申請・問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

電話：077-528-3697

E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp